債権譲渡承諾依頼書

　　　　年　　月　　日

あきる野市長　　　　　　　　　　　殿

請負者（債権譲渡人）住所

工事請負契約書の使用印

商号又は名称

氏名

（債権譲受人）住所

商号又は名称

実印

氏名

債権譲渡人（以下「甲」という。）があきる野市（以下「市」という。）に対して有する工事請負契約書（市と甲との間で締結された　　　　　年　　　月　　　日付け契約番号第　　　　号の工事請負契約書）にもとづく下記の工事請負代金債権を、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成２０年１０月１７日付け国総建第１９７号、国総建整第１５４号。以下「国土交通省通達」という。）にもとづく「地域建設業経営強化融資制度」（以下「融資制度」という。）を利用するために、債権譲受人（以下「乙」という。）と締結した　　　　　年　　　月　　　日付けの債権譲渡契約証書にもとづき、乙に譲渡することにつき、工事請負契約書第４条第１項ただし書に規定する承諾を頂きますよう依頼します。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保障事業会社が有する金融保証にかかる求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約書第４２条に規定する「かし担保責任」は、甲に留保されていることを申し添えます。

１　譲渡対象債権

譲渡される甲の工事請負代金債権は、本件請負工事が完成した場合において工事請負契約書第３０条第２項の検査に合格し引き渡した部分に相応する請負代金額からすでに支払を受けた前払金、部分払金および工事請負契約（以下「請負契約」という。）により発生する市の請求権にもとづく金額を控除した額の全額とします。ただし、請負契約が解除された場合においては、工事請負契約書第４８条第１項の既済部分の検査に合格し引き渡した部分に相応する請負代金額からすでに支払を受けた前払金、部分払金および請負契約により発生する違約金等の市の請求権にもとづく金額を控除した額の全額とします。

(1) 工　事　件　名

(2) 工　事　場　所　東京都あきる野市

(3) 契 約 確 定 日　　　　　年　　月　　日

(4) 工　　　　　期　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

(5) 請 負 代 金 額　金　　　　　　　　　円

(6) 支払済前払金額　金　　　　　　　　　円

(7) 支払済部分払額　金　　　　　　　　　円

(8) 債 権 譲 渡 額　金　　　　　　　　　円（　　　　年　　月　　日現在見込額）

（ (8) ＝ (5) － (6) － (7) ）

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、(5)および(8)の金額は変更契約後の金額とします。

この場合、甲および乙は、速やかに工事代金債権計算書を市に提出します。

２　上記譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事にかかる貸付金および保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証にかかる求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではありません。また、上記工事の工事請負代金債権については、譲渡、差押え、質権の設定その他の権利の移動または設定等がなされていないことを申し添えます。

３　甲および乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、もしくは質権を設定しその他債権の帰属ならびに行使を害する行為は行いません。

４　甲倒産等時の下請企業等の保護に関しては、甲および乙が責任を持って行い、また、保証事業会社が有する金融保証にかかる求償債権については、乙が責任を持って行い、市には一切御迷惑をお掛けいたしません。

５　乙においては、国土交通省通達等の融資制度に関係する諸規定に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下請企業に対する適切な支払の確保を図るものとします。

６　融資制度の手続に関し必要な既済部分の確認は、乙が責任を持って厳正に行います。

７　甲および乙は、請負契約にもとづき市が行う既済部分の査定結果については、一切異議を申し立てません。

８　本件債権譲渡の承諾を得た後は、本件工事の部分払金および請負代金の請求は乙が行い、甲は一切の請求を行いません。

９　上記のほか、甲および乙は、融資制度に関係する国土交通省通達等および「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾の取扱いについて」ならびに工事請負契約書の条項等を遵守します。

10　本件に関する乙の連絡先および担当者

所　　属

職・氏名

電話番号

　　　第　　　号

　　　　年　　月　　日

（甲）　　　　　　　　　　　　殿

（乙）　　　　　　　　　　　　殿

発注者　あきる野市長

債権譲渡承諾書

上記の工事請負代金債権の譲渡承認依頼については、工事完成引渡債務不履行等工事請負契約にもとづく請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨および下記事項について異議をとどめて、建設工事請負契約書第４条第１項ただし書の規定により承諾します。

なお、工事請負契約書第４２条にもとづく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

記

甲および乙は、上記債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

以　上